

「協同」とスポーツ

尾崎正峰

〔1〕 現代社会とスポーツ

(1) スポーツ産業の浸透

現在、スポーツ産業は活況を呈している。1960年代前後は年間売上高 200 億円程度の零細産業であり、一種特権的な色合いもあったスポーツ産業は、ボウリングやテニスのブーム、スポーツのファッション化などの現象に象徴されるように、70年代を通じて急成長を遂げてきた。

スポーツ産業の今日の隆盛は、企業努力や異業種からのスポーツ産業への参入に負う側面と同時に、人々のスポーツ欲求の爆発的な増大、顕在化を基盤としているであろう。スポーツ欲求の増大の要因と社会的要件に関する諸説は次のように分類される⁽¹⁾という。

- ①脱工業化社会における「余暇」の増大、「中流意識」化に伴う余暇善用説。
- ②現代的貧困の深化による「健康破壊、生活不安」への自己防衛説。
- ③高度管理社会における「運動不足・成人病」などにたいする労働力再生産説。
- ④都市化による生活様式の変化と文化的強制によるレジャー衝動肥大化説。

スポーツ産業の成長がいかに急激であったかをいくつかの統計をもとに見てみると、民間スポーツ施設が、4,184ヶ所（'69）から12,666ヶ所（'80）と10年間に3倍増、スポーツ用品の市場が5,160億円（'76）から1兆1,610億円（'86）と10年間で倍増（さらに10年遡れば5倍増の数値を示す）している。これにスポーツ施設利用料収入やカルチャーセンター・スポーツ教室の会費収入などを加えれば、3兆円を優に越える市場を誇るに至っている⁽²⁾。スポーツ用品部門こそ“市場の成熟化”と言われ、最近では停滞傾向にあるものの、スポーツ産業全体でみた場合には、「スポーツサービス業」特に、健康ビジネスと呼ばれるアスレチック・ヘルスクラブの急増を中心に順調な成長を続けており、

21世紀へ向けてさらなる伸長が期待されている。⁽³⁾

また、80年代を迎える頃からのスポーツ産業の新たな展開のひとつにスポーツイベントの隆盛があげられる。現在ではオリンピックをも動かすと言われるほどの強大な影響力をもつまでになった電通や博報堂などの広告代理店を媒介⁽⁴⁾として、スポーツと企業が結び付いている。その形態も、企業がスポンサーとなった国際的競技会、いわゆる“冠大会”の開催から、一般市民を対象とした「参加型イベント」、⁽⁵⁾「国際的プレーヤーの育成」など多岐にわたっている。

さらに、スポーツ産業を含み込んだ形での新たなレジャー産業の見取り図として“リゾート構想”が現在打ち出されてきている。1986年以降、通産省をはじめとして、国土庁、農水省、運輸省、建設省、自治省などから相次いで出されたリゾート構想をとりまとめた形で、「総合保養地域整備法」(リゾート法)が1987年6月9日に公布、施行された。

このリゾート構想を考えると、「第四次全国総合開発計画」(四全総)との関係を視野にいれておく必要がある。

四全総の中で言われる「長期滞在型のリゾート地域の整備」とはまさにそのものであるが、この点に関しては、国土庁大都市圏整備局「外縁部におけるスポーツ・レクリエーションゾーンの整備に関する調査」(85.3)にその基本理念が示されている。すなわち、①大規模複合スポーツ・レクリエーション機能の保有 ②(公共・民間を問わず)多様な事業主体による個別地区開発の集合 ③ソフト機能の充実、サービスの高次化 ④自然志向の強調 ⑤家族・グループ型、週末利用型、自動車利用型の需要への対応 ⑥中央進路道を軸とした全体配置、である。

リゾート構想の目的として「自然とのふれあい、健康の維持・増進、創造的活動、地域・世代を超えた交流等に対するニーズ」の高まりに対応して「人生80年代にふさわしいゆとりある国民生活の実現」とそのための余暇生活の充実があげられている。

しかし、法案成立後の各界の反応を瞥見するに、⁽⁶⁾リゾート構想に対してもっとも期待が寄せられている点は上記の目的とは異なったところのものではないか。端的に言えば、リゾートのもつ経済効果にこそ大きな期待が寄せられているということである。リゾート構想には、デベロッパーや建設関係者のみならず、異業種が大きな関心を寄せている。特に、鉄鋼・造船業等の重厚長大産業

は「企業生き残りの活路」というほどに期待は大きい。ひとつには、リゾートの建設にともない鉄鋼の需要が飛躍的に伸びること、もうひとつには、山岳部と臨海地域に所有する広大な遊休地を活用し、自らリゾート事業を行い、余剰人員の減少、さらには、雇用増大にもつながることへの期待もある。

また、諸外国との貿易摩擦によって内需拡大が迫られている今日、“余暇の増大”という政府方針が実現すれば）昭和65年には60兆円を超える市場規模になると予測される余暇市場のまさに目玉としての期待感もある。

第三に、地域振興・活性化に関して地方自治体からも熱いまなざしが向けられている。現在までに、全国80近い自治体からリゾート開発計画が打ち出されてきており、すでに実施に移されている地域もある。

(2) 「豊かさ」の貧困

スポーツ産業の隆盛やリゾート構想の大合唱を前にするとき、スポーツを誰もが自由に行うのに十分な生活の「豊かさ」の水準に現在すでに我々が到達しているようにも思えてくる。確かに、現代日本が、過去と比べて、他国(特に、第三世界)と比較して、GNPや耐久消費財の普及等の指標を通して、物質的に豊かな状況にあることは一般的に認められるところである。

しかし、現実の生活を振り返るとき、必ずしも「豊かさ」を謳歌できない状況が我々の周囲に存在していることに気づかざるを得ない。⁽⁷⁾

この点に関して、人々の「所得一家計」と消費の問題を一例に、以下に現状の素描を行ってみたい。⁽⁸⁾

人々の消費に直接関係する「所得一家計」の現在の状況を見ると、多くの研究が指摘しているように、⁽⁹⁾「可処分所得」(「実質賃金」マイナス「非消費支出」)の停滞が著しい。これは、賃金の抑制による世帯主収入の停滞と税金や社会保障費等の「非消費支出」の増大によってもたらされているものである。支出の中味をもう少し見てみると、「光熱・水道」「交通・通信」「教育」「医療」などの「必需的サービス支出」は「非消費支出」の性格に近く、支出が半ば強制されるものである。現在の公共料金の値上げにともなってこれらの部分の比率が増大し、「非消費支出」の増大と合いまって家計を圧迫している。

こうした家計の状況をのりきっていくためにとる人々の方策は「家計の切り詰め」、それも衣・食といった基本的な生活必需品の切り詰めであり、もう一方では、婦人の賃労働者化(パートタイム)と各種ローンへの依存である。⁽¹⁰⁾

こうした生活状況を反映してか、昭和62年の総理府「国民生活に関する世論調査」においては「中流意識」をもつ人はいぜん9割近い数値を示しているが、「生活に満足している人」は64%と2年連続で減少し、⁽¹¹⁾「中流意識の陰り」と評されている。⁽¹²⁾

一方、このような人々の生活の状況や意識とは別のところでの内需のゆきづまりを打開するためのマーケティングの革新理論の提唱はここ数年来夥しい数に上る。⁽¹³⁾「少衆」「分衆」「階層消費」等の新たなコンセプトに彩られたこれらの市場開発理論においては、「(消費における)他者との差別化の上に自分のアイデンティティを求め」、⁽¹⁴⁾そこに「自己表現」を見いだしていこうという形で人々の感性、嗜好、価値観等の差異を刺激し、個人消費を拡大させることをめざしている。

以上のような状況と、社会的共同消費手段の未整備という点を重ね合わせて見てみると、現在のスポーツ産業なり市場開発理論が前提としているところの物資・施設・サービスの面での「豊かな生活」は現実には存在していないか、あるいは、極めて不安定な状態にあり、「その実態は、今日の生活の“水準”そのものをいまだ実現できていない龐大な社会層が存在するという絶対的不充足と、⁽¹⁵⁾不断に高まる『豊かさ』志向においつかないという相対的不充足⁽¹⁶⁾」が折り重なって存在していると言えよう。

先のリゾート構想に対する、「いったい誰が長期滞在をするのか。ほとんどのサラリーマンは住宅ローンと教育費に縛られているのに……」⁽¹⁷⁾という嘆きとも怒りとも諦めともつかぬ発言は、人々の余暇・スポーツの経済的基盤が未だ未確立であることを端的に示すものであるだろう。

(3) スポーツ欲求との矛盾

やや結論的に言うならば、現在のスポーツ欲求の増大は、スポーツ機会を十全に保障すること、「スポーツ機会の多様な選択肢の確立」をこそ求めているであろう。「低廉で、安全で、身近な、質の高い」スポーツ機会がすべての人に対して保障されることは問題の根幹である。

しかし、現実には「多様な選択肢」は用意されず、逆に公的な保障の面が停滞、ないしは、後退してきている。そのことは、当然のこととして人々のスポーツ欲求、スポーツ活動との間に矛盾を引き起こすことになっている。その状況をまとめると以下のようなようになるであろう。

第一に、急増する地域のスポーツ活動に比して、公共スポーツ施設整備が立ち遅れていることである。1972年の保健体育審議会答申の中に示された「(公共スポーツ)施設整備基準」に照らし合わせたとき、その整備状況は40.8%にすぎず、文部省内部からでさえも「急速にすすんでいるスポーツクラブの結成状況からも、国、都道府県、市町村の抜本的な施策と実施」⁽¹⁸⁾の必要性が述べられることになる。西ドイツの「ゴールデンプラン」との単純な比較はできまいが、それでもなお、彼我の格差は小さいものとは考えられない。

第二に、地域住民とスポーツ(施設)をつなげていくコーディネーターである公共スポーツ施設の専門職員の配置が他の社会教育施設と比べて数的な面だけを見ても不十分なことである⁽¹⁹⁾。その結果、職員は多忙であるが故に日常業務に追われ、長期的展望をもった地域スポーツの諸計画を立案していくだけの余裕をもちえていない。さらに、急増する利用者に対応していこうとすると、職員に過剰な負担がかかり、労働条件の悪化につながるという事態も起きてきている。

第三に、公共スポーツ施設の委託化の進行がある。

委託をめぐる大まかな政策的な流れには、1979年6月、中央教育審議会答申「地域社会と文化について」、'83年6月、閣議決定「地域スポーツ・文化・芸術に関する施策」、'84年7月、臨時行革審「当面の行政改革推進方策に関する意見」などがあるが、特に、行革審の「意見」においては、①定員の合理化・適正化 ②給与等の適正化 ③事業運営の合理化・効率化 ④公共施設の設置および管理運営の合理化 ⑤地方議会の合理化 ⑥行政改革推進体制の整備、が提起された。また、1983年12月には、自治省の「地方行革大綱」が策定された。その結果、全国各地の自治体は公共スポーツ施設の委託化を検討・実施している。

委託の法的問題については、行政責任の不明確化、雇傭責任の不明確化、労使関係の不安定化、公平性の欠如の危険性、役務の質的保障の継続性・安定性の不確定性、などがあげられており⁽²⁰⁾、その危惧が現実のものとなっているものも報告されている⁽²¹⁾。

そして、委託の法的問題のもっとも決定的な点は「住民は、住民としての権利である各種の参加と統制の手段(とくに、リコール、事務監査請求、住民監査請求、住民訴訟など)を行使しえないこと」⁽²²⁾、すなわち、すぐれて住民自治の

問題である。

〔2〕「協同」とスポーツ

(1) 生活・文化運動の新たな段階

フランスの社会学者J・ボードリヤールが「成長社会とは豊かな社会とは正
 反対の社会」であり、「競争心をかきたてる欲求と生産との間の恒上のこの
 緊張、すなわち貧乏性的緊張である『心理的窮乏化』のおかげで、生産の秩序
 は自分に十分引き受けられる欲求だけを生じさせ、満足させるよう振舞うので
 ある。経済成長の秩序においては、この論理に従えば自立的な欲求は存在しな
 いし、また存在できない⁽²³⁾」(傍点、原文)と分析しているように、現代消費社会
 にあっては、他律的、受動的な消費の方向へと人々を導いていく強大な力が存
 在していると言えよう。

しかし、同時に「高度経済成長期以降一般化した大量生産・大量消費の生活
 のありようそのものへの批判、人間精神が操作対象化されることへの抵抗と自
 立の要求、対話と共感をとりもどしうる自治的生活集団の創出⁽²⁴⁾」のとりくみが、
 「市民社会内部におけるインフォーマルな生活のあり方を自発的共同形態によ
 って包括的に再構築する共同事業としての実践⁽²⁴⁾」を基盤に生まれてきている。

そのひとつとして、生活協同組合(生協)の産消提携(産直)運動を以下に
 概略する。⁽²⁵⁾

生協運動は、企業の「不用なもの、有害なものでも売れるものはつくり、ど
 しどし売る」という方針による欠陥商品、有害食品等に対する一つの生活防衛
 運動という性格をもつものにとらえることができるであろう。

その流れの一環である産直運動は、60年代、乳価の値上げと混ぜ物牛乳に対
 して「本物の牛乳を飲みたい」という消費者の要求から牛乳の産直に取り組ん
 だことに端を発する。産直においては、「商品の安全性」「鮮度の良さ」を確保
 することを目的とし、農薬の多用、農産物の過剰な選別と規格化、迂回流通、
 管理価格等への対抗という性格もっている。

産直運動の要件と特徴は、

- ①生産者と消費者という人間同士の交流、提携を中心に据えること。
- ②産地、生産者が明らかであり、農薬、添加物などの使用状況が公開され生
 産者と消費者との応答が可能なこと。
- ③生産—流通—消費の全過程を見直していくこと。

- ④生産者側自身の農業の見直しと、生産者組織の活性化につながりうること。
- ⑤組合員間に留まらない今日の食生活様式の見直しの運動化への視点。
- ⑥地域農業の再建の運動化への視点。

などにまとめることができる。

さらに、現在の生協の実践において注目されるのは、産直運動、食の見直し運動のほかに、店舗における事業活動、独自商品の開発、子どもの教育、地域の福祉・文化、平和運動まで、地域生活に関係する多くの分野にその運動の領域を広げつつあることである。「消費生活の個別的改善要求が流通経路や生産過程における制度改革、さらに地域産業の保護・育成をふくむ『地域の再生』、つまり地域における諸階層の共同利益の実現という課題」に生協が現在、取り組んでいるものと言えよう。「劣悪な住宅や危険な食品に代表されるような生活手段の貧困化、生活上の便利さのみを追求することによる生活環境の劣悪化、家族や地域における人間関係の希薄化などが進行し、生活者の主体的な営みとしての生活内容が欠落していく傾向」、これに「歯止めをかけ、生活手段の貧困化を解消することを基点として大量消費的生活様式にかわる新しい生活様式を創造していこうとする運動」と生協運動がとらえられているのもこの点に関わっている。

(2) スポーツ実践と生活・文化運動

労働運動、消費者運動、教育運動、文化運動、女性運動、その他もろもろの社会運動の個別的探究と同時に、それら「諸運動の総体の構造とダイナミズムを明らかにする課題」の提唱がある。また、「協同のネットワーク」というとらえ方によって、目的別タテ型組織に対して、ヨコ型の連携をめざす複眼的視野の地域づくり運動が提起され、「生活・文化協同」の言葉でその実践の定式化が摸索されてきている。

こうした課題をスポーツの側に引き寄せるならば、スポーツ運動、スポーツ実践の現状とその諸価値を明らかにすると同時に、前項で述べた生協運動などの生活・文化運動との関係性を明らかにすることが求められてくるであろう。

この壮大な課題に取り組んでいくための一つの手がかりとして、各方面から高い評価を受けている「神戸市垂水区団地スポーツ協会」の実践をここでは取り上げてみる。

垂水区団地スポーツ協会は1969年12月に発足したが、誕生のきっかけは、兵

庫県が明舞団地に建設した矢元台公園を、団地内のスポーツ好きの人々が優先的に使わせてもらおうと組織づくりを考えたことにある。これには公園管理が県から市に移管される際、それまでの団地住民専用利用から他の市民を含めた抽選方式へ変更していくことが日程に上がったが、もしそうなってしまえば、体協や動員力のある企業や職域グループに公園が占領され、団地住民が使えなくなるのではないかと団地住民の危惧が背景にあった。こうした考え方は、ある意味では「地域エゴ」とも言えるものであったかもしれないが、当時、学校体育施設の開放も限定されており、スポーツをする場が団地住民にとっては矢元台公園のみであったという状況も考慮しておく必要がある。ともかくも、発足した協会は、①協会は団地住民にスポーツの場と機会を提供する機関とする。②会員はスポーツを“する”個人とし、団地住民に限る。とくに成人男女を中心とする。③自主的な運営を貫く。このため自治会など他の団体、組織とは直接関係をもたないこととする。④県・市などからの経済的援助を受けず、すべて会員の会費で賄う。⑤県・市に対しては、施設の便宜的供与を求めていく、などの確認事項を取り決めた。さらに、売名的、名目的な者が役員にならないよう、政治活動や宗教活動に利用されないように注意を払った。

協会が行う行事の回数は、1970年の54回から年ごとに増加し、76年には協会本部に正式に報告のあったものだけでも303回にも達したが、協会の活動が着実に地域のなかに根をおろしていったことを示すものであろう。この間、公的施設利用に関して県・市、学校との折衝、スポーツ環境の改善要求などの活動も合わせて行っていった。

また、遊休県有地を1年半かかって県と交渉し、協会が借り上げ、雑草の生い茂った荒地を自らの手でテニスコートのあるコミスポ広場に模様変えていった。

1975年には、発足の頃の「団地住民にスポーツの場を提供する」という目的を一步進めて、会員の範囲も団地住民に限定せず、スポーツが好きならばどこに住んでいても加入できるように改正し、住民のためのより開かれた団体としての性格を強めていった。

前掲の諸運動や垂水区のスポーツ実践を重ね合わせてみてそこにかなる意味を見いだすか。やや性急・拙速の感はあるかもしれないが、仮説的にまとめてみると以下のようなになる。

第一に、地域の生活・文化・スポーツの現実、自らの生活・文化・スポーツ要求を基点として運動・実践を展開していることである。

第二に、運動・実践の展開過程が、共同学習に基づく人間の発達過程ととらえられることである。

第三に、集団、地域において社会的な合意の形成の道筋（組織）の確立を志向していることである。

くり返せば、現代消費社会のなかにあっては、人々は、サービスや文化の受け手として位置づけられ、自立的な生活を営むことが非常に難しい状態にある。そうした状況のなかにあっても、自らの生活を振り返り、そこから切実な要求を導きだしてくる。そして、そうした個々人の（ある意味では無秩序な）要求が、集団での実践と学習（共同学習）のなかで相互に練磨され、客観化されていく。さらに、その要求のもつ意味（価値）が集団、ひいては地域において共有されていく。この過程を経るなかで、人々が全くの操作される対象であるのではなく、自らの見通しと価値観をもって一定の範囲内ではあっても主体的に判断しうる能力を身につけていく、と言えるであろう。

このように諸運動、諸実践をとらえるとき、「われわれが都市のすべての部分で必要とするのは、知性と協力活動が、速くはなれた支配者や管理者の強制する全体的規制、全体的決定、全体的行動に代わることができるような単位なのである。小さな集団、小さな階層、小さなコミュニティ、人間的規模につくられた制度、これらのものが現代社会における目標的行動に不可欠である⁽³³⁾」というL・マンフォードの言葉は真実の重みをもって響いてくる。

さらに、こうした運動・実践が地域の中で行われていることを再度記しておく必要がある。

地域社会が崩壊し、家族すらも解体されていると言われるようになってから久しいが、そうした状況のなかに置かれているからこそ人々は外へ向かい、他者との共同関係をとり結ぶこと、そして、地域の再生を願うことになる。「(ゲゼルシャフトリッヒな)間接的共同関係における共同実感の喪失と客体化は、人びとをしてむしろ直接的共同関係の中に最後のやすらぎと拠点を見い出そうという志向を促す……客観的には低くなった直接的共同関係の位置は主観的にはむしろ高まる⁽³⁴⁾」のである。

〔3〕 小括 — 今後の課題

60年代から70年代にかけて高揚した住民運動の退潮，社会教育をはじめとする教育・文化の現在の危機的状況をとらえて「共同性が真に公共性と権利性というものに裏打ちされて確立する，その過程というものが十分ではなかった，だから今解体化がすすんできている」という発言は示唆的である。まさしく，⁽³⁵⁾現在ではスポーツにとって（ひいては，人間の生活にとって）「公共性」と「権利性」という点が重要となってきた。

その点を深めていくことが今後の課題であるが，具体的な研究対象として，スポーツ運動・実践と自治体の文化・スポーツ行政との関係性の追及をあげておく。

前述の垂水区スポーツ協会にしてもその地域のみが他との社会関係と無縁のところにあるユートピアであるはずはない。逆に，神戸市という自治体のなかには，スポーツのもつ今日の問題が他のどの地域よりも内包されているものと考えらるゝことすら可能であろう。すなわち，神戸市とは，都市経営論のメッカであり，⁽³⁶⁾間接経営方式と呼ばれる多様な方式を実践している自治体であるからである。スポーツ施設の管理・運営についても同市では数多くの提言がなされている。⁽³⁷⁾

現在の神戸市のスポーツをとらえていくには，行政側の計画の理念と市民のスポーツ活動の現状分析の両面をつき合わせた検討が必要となってくるであろう。

さらに，現在では，「行政の文化化」が盛んに叫ばれ，自治体の文化行政に高い関心が集まっている。⁽³⁸⁾また，諸外国（特に，イタリア）の文化行政の実態も報告されてきている。⁽³⁹⁾そこにおける基本理念，制度，財政などの探究，そして，比較研究も重要な課題となろう。

（注）

- (1) 草深直臣「現代日本のスポーツ構造」『スポーツの自由と現代』上巻，青木書店，1986年，22頁。
- (2) 『日本スポーツ産業年鑑'83』総合ユニコム，1983年。余暇開発センター『レジャー白書'87』，1987年。
- (3) 経済同友会が，1978年1月，スポーツ・レクリエーションを第五次産業として位置づけ，市場拡大による経済危機克服を提案したことはその象徴的なことであろう。

その他に，経済企画庁総合計画局『21世紀への基本戦略』，1987年，など。

- (4) 塩沢茂『電通のイベント戦略』, PHP 研究所, 1984年。
- (5) 『宣伝会議』1987年4月号。
- (6) 日本地域社会研究所『田園都市』第23号(1987年8月)。
その他, リゾート構想がうちだされてからは, 経済関係雑誌が相次いで特集を組んでいる。『週刊ダイヤモンド』1987年4月25日号。『実業の日本』1987年5月1日号。『週刊東洋経済』1987年5月2日号。『日経ビジネス』1987年6月22日号。
- (7) 『世界』1986年12月号。
豊泉周治『『私生活』の世界, 『私』の生活世界』『思想と現代』第11号, 1987年9月, 白石書店。
- (8) 現代的貧困(スポーツを行う上での障害要因ともなりうる)をとらえようとする際の指標としては他に次の二点が立てられるであろう。
①社会保障や公的サービスの水準(社会的共同消費手段の整備状況)。
②労働時間——この9月3日に発表されたILOによる「世界の労働」報告書によれば, 西側15カ国の1985年の製造業部門年間労働時間(時間外勤務・欠勤を除く)では, 日本は平均より30%, 500時間も長く, 日本だけ労働時間が増加している。その結果, 週休2日制が未だ十分に浸透していないこととあわせて, 「余暇時間」も十分とは言えない状況である(日本労働協会『日本労働協会雑誌』No.339, 1987年10月, などを参照)——。
- (9) 最近の研究では, 江口英一, 相沢与一編『現代の生活と「社会化」』, 労働旬報社, 1986年。基礎経済科学研究所編『講座]構造転換2——変わる労働と生活』, 青木書店, 1987年。
- (10) この点をさらに言うならば, 家族に病気などの不慮の事故, 特に, 世帯主の死亡などがひとたび起これば, 社会保障制度が未確立な現在においては, 生活は一挙に困窮, さらには破綻へとその方向を変えていくという不安定要素がある。
- (11) 総理府広報室『月刊世論調査』, 1987年10月号。
尚, 毎日新聞の世論調査(1987年1月4日)では, 自らの生活を「中」とした人は, 71%, 同じく, 朝日新聞の調査(1987年1月3日)では, 49%, となっている。
政府機関の調査と新聞のそれとはなぜこのような大きな数値の開きが起こるのか。質問項目の立て方など, 社会調査論の問題でもあろう。
- (12) 「朝日新聞」, 1987年10月5日。
- (13) 代表的なものとして, 藤岡和賀夫『さよなら, 大衆』, PHP 研究所, 1984年。同『さよなら, 戦後』, PHP 研究所, 1987年。博報堂生活総合研究所編『「分衆」の誕生』, 日本経済新聞社, 1985年。小沢雅子『新「階層消費」の時代』, 日本経済新聞社, 1985年。
これらの諸論を整理して, 論じているものとして, 角田修一「消費社会論の動向と課題」基礎経済科学研究所『経済科学通信』第52号, 1987年3月。
- (14) 前掲書(3), 『さよなら, 戦後』, 107頁。
- (15) 「社会的共同消費手段」の概念については, 宮本憲一『社会資本論(改訂版)』, 有斐閣, 1976年, 参照。
- (16) 久富善之「人間生活と社会意識」松原治郎・山本英治共編『人間生活の社会学』,

垣内出版, 1982年, 183～184頁。

- (17) 前掲書(6), 『日経ビジネス』, 20～21頁。
- (18) 杉山重利「整備基準からみた体育・スポーツ施設の現況」文部省体育局『健康と体力』, 1981年8月号, 第一法規, 25頁。
- (19) また, 「専門」議員とは言いつつも, 現実には「専門職制度」は未確立のままである。
- (20) 濱野吉生『体育・スポーツ法学の諸問題』, 前野書店, 1983年。
その他に, 『季刊労働法』, 1981年秋季号。『季刊教育法』, 1981年秋季号。『ジュリスト』, 1984年6月1日号。
- (21) 伊賀野明「国民のスポーツ権とスポーツ運動」, 前掲書(1)所収。
- (22) 佐藤英善「外部委託契約をめぐる法的問題」, 前掲書(20), 『ジュリスト』, 26頁。
- (23) ジャン・ボードリヤール(今村仁司, 塚原史訳)『消費社会の神話と構造』, 紀伊國屋書店, 1979年, 75頁。
- (24) 佐藤一子「生活・文化協同への摸索」『月刊社会教育』, 1986年3月号, 国土社, 16頁。
本稿執筆にあたっては, この論文から多くを学んだ。
- (25) 大島茂男『生協の挑戦』, 労働旬報社, 1986年。野村秀和, 生田靖, 川口清史共編『転換期の生活協同組合』, 大月書店, 1986年。
- (26) 一例として, 今崎暁巳『暮らしのルネッサンス』, 労働旬報社, 1984年。塩野俊治「鶴岡の地域づくり——鶴岡生協を中心に」『地域づくりと教育・文化』, 青森国民教育研究所, 1986年, をあげておく。
- (27) 的場信樹「消費の構造転換と生活協同組合」基礎経済科学研究所編『講座』構造転換3 一人間発達の民主主義』, 青木書店, 1987年, 75頁。
- (28) 矢澤修次郎「生活世界を再建する新しい社会運動」『住民と自治』, 1987年3月号, 自治体研究社, 21頁。
- (29) 矢澤修次郎「政治構造と社会運動」庄司興吉編著『転換期の社会理論』, 垣内出版, 1985年, 422頁。
- (30) 例えば, 二宮厚美『生活と地域をつくりかえる』, 労働旬報社, 1985年。
- (31) 前掲論文(24), および, 佐藤一子「協同・連帯・創造」『月刊社会教育』, 1987年1月号, 国土社。
- (32) 蓮沼良造「垂水区団地スポーツ協会活動」神戸都市問題研究所編『コミュニティ行政の理論と課題』, 勁草書房, 1979年。以下の, 垂水区団地スポーツ協会に関する叙述はこの論文による。
- (33) L・マンフォード(生田勉訳)『都市の文化』, 鹿島出版会, 1974年, 468頁。
Lewis Mumford, The Culture of Cities, A Harvest/HBJ Book 1970, p. 475.
- (34) 前掲論文(16), 186頁。
- (35) 井上英之「文化運動への着眼」基礎経済科学研究所『経済科学通信』, 第52号, 1987年3月, 33頁。
- (36) 高寄昇三『現代都市経営論』, 勁草書房, 1985年。
- (37) 神戸都市問題研究所『都市政策』, 第13号, 第22号, 第36号, 第42号, の各号で,

神戸市におけるスポーツ振興方策，スポーツ施設運営の方法，などについて述べられている。

- (38) 上田篤編著『行政の文化化』，学陽書房，1983年。梅棹忠夫監修，総合研究開発機構編『文化経済学事始め』，学陽書房，1983年。
- (39) 佐藤一子『イタリア文化運動通信』，合同出版，1984年。カルラ・ボード（佐藤一子，諏訪羚子訳）『自治体の文化行政』，三省堂，1986年。